

平成 30 ~ 32 年度

長崎市地域商社事業費補助金 募集要項

【お問い合わせ】

長崎市 商工部 商工振興課 商業流通係

所在：〒850-0031 長崎市桜町4-1 商工会館4階

TEL：095-829-1150 FAX：095-829-1151

E mail：syoko@city.nagasaki.lg.jp

目 次

1	事業の目的	1
2	支援の内容	2
	(1) 地域商社活動経費にかかる補助	
	(2) 専門家による支援	
3	補助の内容	3
	(1) 応募資格	
	(2) 補助対象事業	
	(3) 補助対象経費	
	(4) 補助率・補助金額	
	(5) 補助事業の実施期間	
	(6) 売上目標	
4	応募書類の作成及び提出	5
	(1) 申請に係る質問事項について	
	(2) 応募書類の提出	
5	補助対象者の選定	7
	(1) 審査方法	
	(2) 審査の視点	
	(3) 通知	
6	補助事業の実施	9
	(1) 補助金の申請	
	(2) 補助金の交付	
	(3) 補助事業の経理	
	(4) 実績報告書等の提出	
7	スケジュール	10
8	情報公開、個人情報の取扱い	11
	(1) 提案事業の内容等の公開	
	(2) 個人情報の取扱い	
9	留意事項	11
	(1) 応募に関する留意事項	
	(2) 事業の実施に関する留意事項	
10	応募手続き	12
	(1) 受付期間	
	(2) 応募書類の提出先及び問い合わせ先	
11	事業者募集説明会の開催	13
	申請様式	14
	地域商社事業計画書(様式1)	
	地域商社事業現金収支計画書(様式2)	

1 事業の目的

長崎市の人口減少に伴い、市場が縮小していくなか、事業者の売上拡大には市外への販路開拓が必要であるものの、長崎市には、単独ではマーケティングや販路開拓に取り組むことが困難な小規模・零細事業者が多いという現状があります。そのため、そのような事業者にとって販路を新たに開拓し、収益を引き出す役割や、事業者に対する商品開発支援及びマーケティング等のコンサルティング機能及び地域のブランディング機能を担う商社の機能の充実が求められています。

このことを踏まえ、本事業では、事業者の売上拡大につなげるとともに、地域資源に磨きをかけ、域外に地域全体を売り出すことにより、「人」の交流を含めた地域経済の活性化を図るため、営業代行、物流・決済の一元化といった商取引機能やマーケティング及び商品開発支援等のコンサルティングを可能とする地域商社機能を設立、又は拡充する取組みを支援します。

なお、本事業は長崎市第四次総合計画の経済分野のうち、特に重点的に取り組む主要産業分野の目指すべき方向性や基本方針（戦略）と、その実現に向けた具体的取組み（戦術）を取りまとめた第四次長崎市経済成長戦略に基づく事業の一環として実施するもので、「活力に満ち、発展し続けるまち」をめざし、地域資源を活かした商品・サービスの取引を域外に拡大することを目的としています。

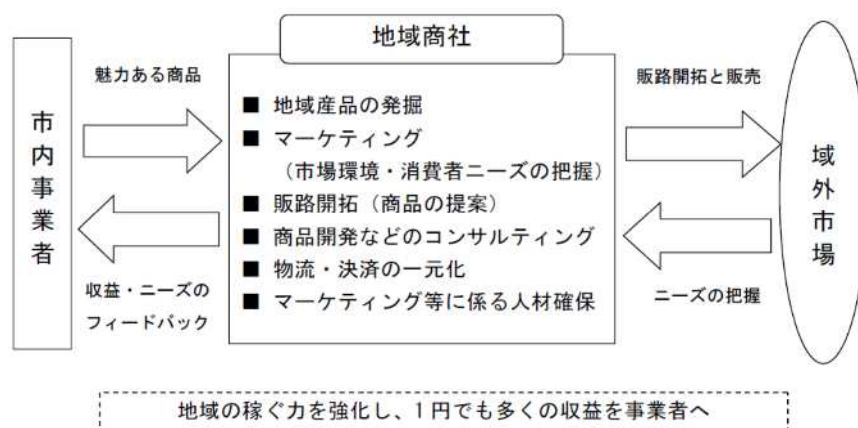
長崎市第四次総合計画及び第四次長崎市経済成長戦略は、長崎市ホームページでご確認ください。

長崎市第四次総合計画

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p000297.html>

第四次長崎市経済成長戦略

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/361000/p008903.html>



2 支援の内容

(1) 地域商社活動経費にかかる補助

地域商社の設立、又は既存の地域商社機能を拡充する事業の経費の一部を補助します。本補助は、平成30年度から平成32年度までの3か年間、同一事業者を継続的に支援します。詳細は、下記「3 補助の内容」をご確認ください。

(2) 専門家による支援（長崎市との間で委託契約を結ぶ専門家による伴走支援）

ア 事業計画策定・検証支援

事業計画の策定にあたり、内容やスケジュールについて検証し、適宜、助言・指導を行います。

イ 商取引機能強化支援

商取引の知識習得や市内事業者の発掘及び市場ニーズの把握など、地域商社として取引に必要な指導・助言を行うとともに、事業者やバイヤーとのネットワーク作りを支援します。

ウ コンサルティング機能強化支援

地域商社の活動において、市場ニーズに合致した商品づくりへのアドバイス等のコンサルティング機能を強化するために必要な指導・助言を行います。

エ 地域商社の強みを生かした事業展開支援

基盤となる商取引機能の強化に加え、地域商社の強みを活かした新たな事業展開の提案、検証を行い、支援終了後に自走できるビジネスモデルの構築を支援します。

3 補助の内容

(1) 応募資格

- ア 市内に本社又は本店を有する事業者又は団体（以下、「事業者等」という。）
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者ではないこと。
- ウ 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エ 長崎市暴力団体排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び第12条に規定する暴力団関係者に該当するものでないこと。

(2) 補助対象事業

「2 支援の内容（1）地域商社活動経費にかかる補助」の対象となる事業は、次のアからキまでの機能を持つ地域商社の設立又は既存の地域商社の機能拡充に資する事業とします。

- ア 地域産品の発掘
- イ バイヤー等とのネットワーク
- ウ マーケティング（市場環境・消費者ニーズの把握）
- エ 販路開拓（バイヤー等への商品提案）
- オ 商品開発・改良などのコンサルティング
- カ 商品取引に係る物流・決済の一元化
- キ 地域のブランディング

国、県、市等、他の助成制度による補助金等の交付を受ける事業については、補助対象としません。

(3) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次のうち、事業の実施に直接必要なものとします。

補助金の対象経費と他の経費は、明確に区分してください。

ア 対象経費

区 分	経費一例
賃金	商談会や催事等で臨時的に雇用したパート・アルバイト賃金
報償費	講師、バイヤー等謝礼金
旅費	交通費及び宿泊費
需用費	消耗品費（サンプル購入費など）、印刷製本費（パンフレット等印刷費など）、光熱費
役務費	通信運搬費（電話料、送料、運搬料など） 広告料（広告宣伝費）、手数料（クリーニング代など）
委託料	外注費（ホームページ・通販サイト構築費など）
使用料及び賃借料	事務所家賃、販売店舗家賃、倉庫使用料、車両ほか機器・設備等のリース料・レンタル料
原材料費	サンプル製造等に必要な原材料費
負担金	展示会等出展負担金

イ 対象外の経費

事業者等の経常的な活動に要する人件費	商談会や催事等で臨時的に雇用したパート・アルバイト賃金は除く
事業者等による会合の飲食費	会議等の茶菓子代・飲食代など
その他	・講師等に対しての手土産代やお菓子代等 ・領収書等により用途を明確に証明することができない経費 ・社会通念上、適切でないと認められる経費

(4) 補助率・補助金額

平成30年度 補助対象経費の合計額の2/3の額(上限500万円)

平成31年度 補助対象経費の合計額の2/3の額(上限500万円)

平成32年度 補助対象経費の合計額の1/2の額(上限375万円)

補助額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。

補助対象事業の実施等により収益が生じた場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付していただく場合があります。

(5) 補助対象事業の実施期間

交付決定後(平成30年7月予定)～平成33年3月31日

補助対象期間は3か年とし、4年目には地域商社として自走していただくことを目指しています。

(6) 売上目標

平成32年度に1億円の売上達成を目標としています。

本補助を含む長崎市が実施する地域商社育成事業は、国の地域再生法に基づく地域再生計画(名称:地域商社育成支援プロジェクト)に認定されています。国が示している先導的地域商社事業において、評価指標(KPI)に3年以内に1億円以上の売上増を設定することが明示されているため、長崎市が実施する地域商社育成事業においても、評価指標(KPI)を「地域商社事業の売上金額」とし、地域商社事業の新たな取組みによる売上(既に取り組んでいた商社的機能による売上を除く)を平成32年度に1億円達成させることを目標としています。

4 応募書類の作成及び提出

(1) 申請に関する質問事項について

補助対象事業の申請にあたっての内容の確認などは、商工振興課までご相談ください。(電話:095-829-1150 電子メール:shoko@city.nagasaki.lg.jp)

受け付けた質問等を集約し、回答を本市ホームページに随時掲載しますので、そちらもご確認ください。

(2) 応募書類の提出

次の書類を作成し、持参又は郵送の方法により提出してください。郵送での提出の場合は、到着確認のため、商工振興課（095-829-1150）まで電話連絡をしてください。

提出書類の様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

また、メール送信などもいたしますので、商工振興課までご連絡ください。

< 提出書類 >

書類番号	提出書類等	備考
1	地域商社事業計画書	指定様式（様式1）
2	地域商社事業現金収支計画書（平成30年度、平成31年度、平成32年度）	指定様式（様式2） 年度ごとに作成すること。
3	役員名簿、団体規約又は登記事項証明書	様式は指定しない。 登記事項証明書は、新たに地域商社を設立する団体は提出不要。
4	法人にあっては、市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書。 個人にあっては、市税を滞納していないことの証明書。	
5	直近3カ年の財務諸表	様式は指定しない。 新たに地域商社を設立する団体は提出不要。
6	今期予算書	様式は指定しない。

複数の事業者等の共同提案の場合は、代表となる団体に提案していただきます。

地域商社事業計画書（様式1）の記載内容

項目	記載内容
1	地域商社の考え方
2	地域商社の組織、財務について
3	これまでの業務実績・経験、関連団体（共同実施企業、商工団体、観光関連団体等の業種、他の地域商社など）
4	長崎市の経済成長戦略への効果
5	長崎というまちのブランディング効果

6	市内事業者の収益確保
7	設立当初に取り扱う主な商品とその選定理由 現在取り扱っている商品は除く
8	将来取り扱う商品とその選定理由
9	長崎にふさわしい商品開発の考え方
10	長崎サミットで推奨している水産練り製品の考え方
11	当初の市場とその選定理由
12	将来の市場とその選定理由
13	流通手段
14	決済手法
15	KPI(平成32年度に1億円の売上)の達成方法 地域商社事業の新たな取組みによる売上(既に取り組んでいた商社的機能による売上を除く)

上記2～3については、地域商社としての実施体制が理解できる計画を記載すること。それ以外については、詳細かつ具体的な計画とその実現に向けた具体的手法を記載すること。

5 補助対象者の選定

(1) 選定方法

提出された事業計画書等について、外部有識者からなる長崎市地域商社事業費補助金交付選定審査会(以下、「審査会」という。)において、書類審査及びプレゼンテーション審査による総合的判断によって、補助対象者とする2者を選定します。

プレゼンテーション審査 実施日 平成30年7月27日(金)予定

応募者が多数の場合、審査会において、一次審査(書類審査)によりプレゼンテーション審査を実施する団体を5者程度とします。

審査会の委員名は事前公表しますが、以下の点にご留意ください。

ア 委員名の公表から審議結果を市長へ報告するまでの間、選考案件に関して、応募者が委員に接触することを禁止する。

イ 応募者が委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは、失格とする場合がある。

(注) 応募者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、

応募者とみなします。

(2) 審査の視点

補助対象者を決定するための評価基準は次のとおりです。

評価項目		審査基準	点数	項目別配点		
基本事項	事業の実施体制	地域商社の考え方	地域商社の役割を理解し、長崎市が求める地域商社像と合致しているか	20	60	120
		組織・財務	地域商社運営に当たって妥当な実施体制となっているか 将来性のある計画になっているか	20		
		経験・関連団体(共同実施企業、商工団体、観光関連団体等他の業種、他の地域商社など)	経験やネットワークを有しているか	20		
	事業の実施による地方創生への波及効果	経済成長戦略の理解と長崎の地域経済への効果	長崎の地域経済に貢献する計画となっているか	20	60	
		長崎の魅力のブランド化	まちのブランディングに貢献する計画となっているか	20		
		市内事業者の収益確保	マーケティングに基づき市内事業者が1円でも多く外貨を稼げる計画となっているか	20		
事業の実現可能性	商品選定	設立当初に取り扱う主な商品とその選定理由 現在取り扱っている商品は除く	一定の販売が見込める商品を選定しているか	10	40	
		将来取り扱う商品とその選定理由	将来性のある商品を選定しているか	10		
		長崎にふさわしい商品開発の考え方	長崎の商品の差別化について理解しているか	10		
		長崎サミットで推奨している水産練り製品の考え方	長崎の産業構造(食品製造業の位置付け)を理解しているか	10		
	マーケティング	当初の市場とその選定理由	マーケティングの観点から商品販売が見込める市場を選定しているか	10	20	
		将来の市場とその選定理由	マーケティングの観点から将来の市場として妥当な選択であるか	10		
	流通手段・決済手法	流通手段	確実な流通手段を有しているか、もしくは見込めるか	10	20	
		決済手法	流通時効果的な決済方法を有しているか、もしくは見込めるか	10		
事業目標達成	KPI(平成32年度に1億円の売上)の達成方法	各年度の細かい具体的な計画とその実現手法	達成可能な計画と手法が提案されているか	20	20	20
合計			220点			

得点の計算方法

各委員が審査表に基づき審査した点数の合計点を応募者の得点とします。

なお、評価点が同点の場合は、審査会の決するところによります。

(3) 通知

補助事業者の選定結果(決定または非決定)については、審査終了後、応募者に通知します。

6 補助事業の実施

(1) 補助金の申請

補助対象者に決定された者は、補助対象事業について、「長崎市補助金等交付規則」等の関係規程に基づき、補助金の交付申請手続きを行うものとします。

補助金の交付決定が行われた後に、事業を開始することができます。市から交付決定通知があるまでは事業を開始することはできませんのでご注意ください。(交付決定以前に支出された経費は補助の対象になりません。)

なお、本補助は、平成30年度から平成32年度までの3か年間、同一事業者を継続的に支援しますが、補助対象事業の実施年度ごとに補助金の交付申請手続きが必要です。

(2) 補助金の交付

補助金は、市から交付決定通知があった後、請求により概算払でお支払いします。

(3) 補助事業の経理

本事業に係る収入支出の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類(請求書、領収書等)を整理し、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 実績報告書等の提出

事業が完了した日から30日を経過した日又は翌年の4月5日のいずれか早い日までに別に定める実績報告書等を提出していただきます。

なお、補助対象事業の実施期間は平成33年3月31日までですが、毎年度、実績報告が必要です。

7 事業スケジュール

事業実施のスケジュールは以下のとおりです。

平成 30 年 6 月 25 日(月)	事業者募集開始	市ホームページ等で周知します。
平成 30 年 6 月 27 日(水)	事業者募集説明会	
平成 30 年 7 月 19 日(木)	事業者募集締切	
平成 30 年 7 月 27 日(金)	地域商社事業費補助金 交付選定審査会による 補助事業者の選考 (プレゼンテーション 審査)	選考結果を踏まえて補助事業者を 決定し、応募者へ結果を通知しま す。
	補助事業者の決定	
平成 30 年 7 月末	平成 30 年度実施事業 補助金申請・交付決定	決定した事業者は、必要書類(補助 金等交付申請書)を提出してくださ い。
平成 30 年 7 月末	事業開始	補助金交付決定後に、事業開始とな ります。
	補助金交付(概算払)	請求により補助金を概算払いしま す。
平成 31 年 4 月	実績報告・補助金確定	事業完了後、完了報告書、収支決算 書等を提出してください。 審査の上、補助金額を確定します。
	平成 31 年度実施事業 補助金申請・交付決定	交付申請書を提出していただき、交 付決定を行います。
	補助金交付(概算払)	請求により概算払
平成 32 年 4 月	実績報告・補助金確定	平成 30 年度と同様
	平成 32 年度実施事業 補助金申請・交付決定	交付申請書を提出していただき、交 付決定を行います。
	補助金交付(概算払)	請求により概算払
平成 33 年 4 月	実績報告・補助金確定	平成 30 年度と同様

8 情報公開、個人情報の取扱い

(1) 提案事業の内容等の公開

提出された応募書類は、原則、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づく情報公開請求の対象となりますが、事業計画書及び企業情報に関する部分については同条例第7条第1項第3号アに基づき、公にすることが必要であると認められる情報から除かれるものとします。

(2) 個人情報の取扱い

長崎市個人情報保護条例を遵守するものとし、補助事業で知り得た情報を他の者に漏らしてはいけません。

9 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

- ア 提案事業について、特許等の知的財産権や営業上の秘密・特別なノウハウなどの法的保護が必要な場合は、あらかじめ応募者の責任で対応してください。
- イ 他者の知的財産権等を侵害しないよう十分注意してください。
- ウ 事業計画等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- エ 提出された事業計画書等は返却しません。
- オ 提出期限後における事業計画書等の差し替え及び再提出は認めません。
ただし、提出後に必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 事業の実施に関する留意事項

- ア 補助対象事業については、「長崎市補助金等交付規則」「長崎市地域商社事業費補助金交付要綱」等の関係規程に従って実施してください。
- イ 補助事業は、交付決定を受けた内容で実施していただきますが、事業を実施する中で、補助事業の内容、経費の変更が必要となった場合には、別に定める「地域商社事業変更書」を提出し、その承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更と認められる場合は手続きが不要となる場合があります。また、補助金の交付の目的を逸脱する変更については認められない場合もありますので、事前

にご相談ください。

ウ 本事業により取得し、又は効用が増加した財産については、補助対象事業の完了後においても補助金交付の目的に従って善良な管理者の注意をもって管理してください。また、補助金交付要綱に従い、一定の期間、処分が制限されています。

10 応募手続き

(1) 受付期間

平成30年6月25日(月)～平成30年7月19日(木)

(2) 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒850-0031

長崎市桜町4-1 商工会館4階

長崎市 商工部 商工振興課 商業流通係

電話(095)829-1150 FAX(095)829-1151

電子メールアドレス shoko@city.nagasaki.lg.jp

1 1 事業者募集説明会の開催

地域商社事業について、市内事業者向けの募集説明会を開催いたします。

ただし、この説明会参加は、応募にあたっての必須条件とはしません。説明会の内容につきましては、お気軽に商工振興課までお問い合わせください。

日時：平成30年6月27日（水）15時00分～17時00分

場所：長崎市市民生活プラザホール

（長崎市築町3 - 18 メルカつきまち 5階）



地域商社事業計画書

年 月 日

(あて先) 長崎市長

所在地
事業者名
代表者名

㊞

1 事業実施者

名称		設立年月日	
代表者 役職・氏名		業種	
所在地		電話番号	
従業者数		資本金又は 出資金	

2 事業計画

(1) 基本事項

ア 事業の実施 体制	(地域商社の考え方) どのような地域商社をめざすのかを記載して下さい
	(組織・財務)
	(経験、関連団体)
イ 事業実施に よる地方創 生への波及 効果	(経済成長戦略への効果)

イ 事業実施による地方創生への波及効果	(長崎というまちのブランディング効果)
	(市内事業者の収益確保)

(2) 事業の実現可能性

ア 商品選定	(設立当初に取り扱う主な商品とその選定理由) 現在取り扱っている商品は除く
	(将来取り扱う商品とその選定理由)
	(長崎にふさわしい商品開発の考え方)
	(長崎サミットで推奨している水産練り製品の考え方)
イ マーケティング	(当初の市場とその選定理由)
	(将来の市場とその選定理由)

ウ 流通手段・ 決済手法	(流通手段)
	(決済手法)

(3) 事業目標達成

ア KPI の達成方法 地域商社事業 の新たな取組 みによる売上 (既に取り組ん でいた商社的 機能による売 上を除く)	(各年度の詳細かつ具体的計画とその実現手法)	
	平成 30 年度	
	平成 31 年度	
	平成 32 年度	

地域商社事業現金収支計画書（平成 3 0 年度）

年 月 日

（あて先）長崎市長

所在地
事業者名
代表者名

印

1 収入の部

区分	収入予定額	備考
長崎市補助金	円	
合計		

2 支出の部

区分	支出予定額	備考
	円	
合計		

収入の部には、地域商社事業の新たな取組みによる売上額（既存の取組みによる売上額を除く）を記載してください。

支出の部には、補助対象経費のみを記載してください。

地域商社事業現金収支計画書（平成 3 1 年度）

年 月 日

（あて先）長崎市長

所在地
事業者名
代表者名

印

1 収入の部

区分	収入予定額	備考
長崎市補助金	円	
合計		

2 支出の部

区分	支出予定額	備考
	円	
合計		

収入の部には、地域商社事業の新たな取組みによる売上額（既存の取組みによる売上額を除く）を記載してください。

支出の部には、補助対象経費のみを記載してください。

地域商社事業現金収支計画書（平成 3 2 年度）

年 月 日

（あて先）長崎市長

所在地
事業者名
代表者名

印

1 収入の部

区分	収入予定額	備考
長崎市補助金	円	
合計		

2 支出の部

区分	支出予定額	備考
	円	
合計		

収入の部には、地域商社事業の新たな取組みによる売上額（既存の取組みによる売上額を除く）を記載してください。

支出の部には、補助対象経費のみを記載してください。